

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月16日（平成29年（行情）諮問第19号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第755号）

事件名：特定期間中に検察官志望の司法修習生に対する検察ガイダンスで使用した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月24日付け法務省人検第312号による不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消す決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定期司法修習生が作成している、「導入修習6日目」と題する、特定日のブログ記事（資料1 添付省略）に以下の記載があることからすれば、本件文書は存在するといえる。

一日の講座が終了後、任検志望者に対するガイダンスが行われる。

- ・採用数は大体毎年70名程度
- ・検察修習での成績を最重要視する。
- ・次に検察起案， 刑裁起案， 民裁起案の順で考慮する。
- ・各地各クールの検察修習1位と大規模庁の優秀者だけでも250人近くいるので， 結局， 決め手になるのは加点要素。
- ・司法試験の受験回数や順位も加点要素。
- ・年齢は， おおむね30歳を超えていれば減点要素。
- ・7月中旬までに， 検察教官に対し志願表明をする。これを受けて， 教官会議で被推薦者を決定する。
- ・全クラスの志願者データを持ち寄って検討するので， クラス割当枠はない。女性枠もない。
- ・被推薦者は， 事実上の内定。その後一応， 12月上旬に法務省で面接を受ける。
- ・どれだけ優秀であっても， アピールしないものに対して声をかける

ようなことは無い。

大要，以上の通りであった。

もっとドス黒い話を期待していたのだが，まあ全体ガイダンスだからこの程度であろう。今後に期待している。

(2) 意見書

ア 法務省は毎年，司法試験合格発表後に，多くの優秀な検事任官者を確保することなどを目的として，司法試験合格者のための進路説明会を開催している（平成27年度につき資料1 添付省略）。

イ 法務省は毎年12月，検事志望者に対する面接選考を実施している（平成27年度につき資料2 添付省略）。

そのため，法務省は当然，検察教官室がどのような基準で推薦を出しているかが分かる文書を作成又は取得しているといえる。

ウ よって，法務省は本件対象文書を保有しているといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件審査請求に係る行政処分は，「特定期導入修習の期間中，検察官志望の司法修習生に対する検察ガイダンスで使用した文書（パワーポイントその他司法修習生に配布しなかった文書を含む。）」及び「検察官志望の司法修習生に対して検察教官室の推薦を出す基準が分かる文書（最新版）」の開示請求に対し，法務大臣が，法9条2項の規定に基づき，平成28年11月24日付け法務省人検第312号「行政文書不開示決定通知書」をもって行った不開示決定（原処分）である。法務大臣は，原処分を行った理由を「当該請求に係る対象文書は，行政文書として作成又は取得しておらず，保有していないため。」としているところ，審査請求人は「本件文書は存在するといえる」として，本件不開示決定を取り消すとの決定を求めていることから，原処分の妥当性について以下に検討する。

2 法務省として本件対象文書を保有していないことについて

審査請求人は，本件審査請求に当たって，「審査請求書」添付の「資料1」（以下，第3において「本件資料」という。）を根拠に本件対象文書が法務省に存在することを主張している。

しかしながら，本件資料は，インターネット上に匿名で掲載されたものであって，その作成者を特定できないばかりかその掲載内容の真偽も不明であるところ，法務省では，そもそも本件資料に記載された「ガイダンス」の実施に関与しておらず，その実施の有無も把握していないほか，司法修習生の「推薦」についても関与していないことから，「ガイダンスで使用した文書（パワーポイントその他司法修習生に配布しなかった文書を含む。）」及び「検察官志望の司法修習生に対して検察教官室の推薦を出す基準が分かる文書（最新版）」のいずれについても，行政文書として作

成又は取得しておらず、保有していない。

したがって、法務省においては本件対象文書を保有していないものであり、また、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

以上のことから、法務省として本件対象文書を保有している事実は認められず、原処分維持が相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月7日 審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び2である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして、不開示決定の取消しを求めている。これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 司法修習生は、最高裁判所司法研修所（以下「司法研修所」という。）における「導入修習」（約3週間）及び司法研修所長があらかじめ定める実務修習地における「分野別実務修習」（1クール当たり約2か月間で、刑事裁判、民事裁判、検察及び弁護の4分野につき行う。）を行った後、司法研修所で行われる「集合修習」並びに裁判所、検察庁及び弁護士会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行う「選択型実務修習」（約2か月間。集合修習と選択型実務修習の順序は、実務修習地により異なる。）を行うとされている。

イ 法務省においては、選択型実務修習の期間中、司法修習生が配属修習地にかかわらず修習できる全国プログラムとして、「法務行政修習」を実施している。この法務行政修習は、司法修習生において、法務省の機構を知るとともに、各部局がどのような役割を果たし、どのように連携して法務行政が運営されているかを学ぶものであり、法務

省各部局職員による法務行政に関する講義や関連施設見学等で構成されている。

ウ また、法務省においては、検察における分野別実務修習における指導内容を充実させるための方策として、平成26年3月24日付けで、刑事局総務課長から、全国の地方検察庁に対し、検察の分野別実務修習における指導のガイドラインを発出し、同ガイドラインに基づき、指導内容や指導態勢の工夫を継続するよう求めている。

エ なお、法務省としては、司法研修所内部の機構の詳細について承知していないほか、上記イ及びウ記載のものを除き、司法研修所において行われる修習の内容には関与しておらず、審査請求人が述べる「検察ガイダンス」なるものの実施にも関与していないため、その実施の有無及び内容は不知である。

オ また、一般に、司法修習生からの検事への採用に当たっては、法務省において、採用願いを提出した検事志望の司法修習生に対して面接選考を行い、その採否を決しているところ、審査請求人が述べる「推薦」行為は行われておらず、法務省として「推薦」なるものに関与していない。

カ 以上のことから、法務省においては、審査請求人が求めている文書を作成又は取得しておらず、保有していないものである。

(2) そこで検討すると、諮問庁の上記(1)の説明のうち、司法修習生の各種修習への法務省の関与が(1)のAないしウにとどまることについては、これを覆すに足りる事情はなく、首肯することができる。そうすると、文書1の関係では、審査請求人が述べる「検察ガイダンス」なるものに法務省は関与しておらず、また、文書2の関係では、審査請求人が述べる検事志望の司法修習生に対する「推薦」行為は行われておらず、法務省として「推薦」なるものに関与していないことから、文書1及び2を作成又は取得していない旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人も、この諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとは認められない。

(3) なお、念のため、当審査会事務局職員をして、本件対象文書の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、原処分を行うに当たり、法務省内の執務室、共有ドライブ及び書庫を探索したが、審査請求人が開示を求めている文書に該当するものは存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(4) したがって、法務省において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書1 特定期導入修習の期間中、検察官志望の司法修習生に対する検察ガイダンスで使用した文書（パワーポイントその他司法修習生に配布しなかった文書を含む。）
- 文書2 検察官志望の司法修習生に対して検察教官室の推薦を出す基準が分かる文書（最新版）